

特定鳥獣保護管理計画－ニホンジカ－（第3期・第2次改正）の概要

目 的

農林水産業被害等の軽減と健全なシカ個体群の維持

計画期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

現 状

1 生息及び分布状況

前期計画までは、丹後半島東部や乙訓地域での分布はほとんど見られませんでした。現在では市街地を除くほぼ全域に分布しています。

個体群としては、北部、中部、南部に区分され、生息動向等は次のとおりです。

- (1) 北部個体群 北部個体群は、兵庫県内における大きな分布地域と連続しており、西日本では紀伊半島に継ぐ広範な個体群を形成している。近年、丹後半島北東部へも分布が広がり、沿岸部での目撃情報も得られるようになった。
- <関係市町> 福知山市（旧三和町を除く）、舞鶴市（由良川以西）、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
- (2) 中部個体群 第2期計画時より分布はほぼ全域に広がっており、個体群の中で密度の高い場所が分散している
- <関係市町> 京都市、福知山市（旧三和町）、舞鶴市（由良川以東）、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎町、京丹波町
- (3) 南部個体群 以前は小さな群れが点在し、他府県と連続している可能性は低いとされてきましたが、最近では奈良の個体群と連続している可能性もみられ、宇治市の山間部でもシカの出没情報が多く、分布に広がりが見られます。
- 南部個体群全体を見ても、若干増加傾向にあると思われれます。
- <関係市町村> 宇治市、城陽市、八幡市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 捕獲状況

メスジカの狩猟解禁を実施した平成9年度以降のシカの捕獲状況は、表1のとおりで、オスは目標の約1.5倍で、メスは、ほぼ目標に達しています。

府全体では、シカの生息数は少し増えていると推測していますが、シカの10～20%と言われる自然増加率を考慮しますと第1, 2期計画期間中の狩猟や有害捕獲の努力により自然増は、抑制されていると考えられます。

表1 シカの捕獲状況（H9～H17年度） 単位：頭

オ ス				メ ス			
狩猟	有害	計	捕獲目標	狩猟	有害	計	捕獲目標
23,976	19,148	43,124(168%)	25,600	13,165	18,060	31,225(97%)	32,350

()：目標に対する達成割合

3 被害状況

被害の形態は、ほとんどが食害であり、加害対象は水稻、豆類、野菜類、樹木、マツタケ等多岐にわたっています。特定鳥獣保護管理計画に基づくメスジカの狩猟獣化や防除対

策の強化を行って以降、被害金額及び面積は、概ね横這い程度に抑えられていますが、生息分布域の広がりとともに被害地域が広がる傾向は依然として見られます。

方 針

1 被害防除対策

前期計画に引き続き、防護柵の効果的な設置を推進します。

また、慣れの問題も指摘されており、長期的に効果が見られるかなどの検証を行う必要がありますが、視覚効果や音、臭い等により、忌避する方式など考えられる様々な対策を検討したいと考えています。

なお、農耕地近くの里山では樹木の抜き伐りや刈り払い等を行い緩衝帯（バッファゾーン）としての機能を回復させ、シカが定着しにくい環境を作ることも重要で普及啓発に努めます。

一部の地域では、これらの緩衝帯の造成と併せ、他種動物を活用した防除対策として、レンタルカウ制度を導入しており、効果がみられるとの声も聞かれます。

今後さらに検証の上専門家の意見も聞きながら取組を進めることとしています。

2 個体数調整

(1) 年間捕獲目標

シカ個体群の維持に大きな影響を与えないように生息密度を下げる必要があります。

また、年間総捕獲頭数が目標に達したとしても、メスジカ捕獲の割合を増やさないと生息数の減少にはつながりません。そのため、本計画では、平成18年度の生息推定頭数を36,000頭と仮定し、表2の年間捕獲目標頭数を捕獲できたとして、最新の情報によるシミュレーションを実施したところ、平成22年度には、ほぼ生息推定頭数が半減するという予測結果を得ました。

表2 各個体群別年間捕獲目標 単位：頭

個 体 群	オ ス				メ ス			
	猟期前	狩猟期	猟期後	計	猟期前	狩猟期	猟期後	計
北部個体群	500	600	100	1,200	900	900	300	2,100
中部個体群	650	1,300	200	2,150	1,000	1,750	300	3,050
南部個体群	30	100	20	150	70	250	30	350
計	1,180	2,000	320	3,500	1,970	2,900	630	5,500

(2) 年間捕獲目標の見直し

生息密度等に関するモニタリング調査の結果を踏まえて、必要があれば年間捕獲数を調整します。また、計画期間中、冬季の積雪での多量死亡等自然条件の変化によって個体数に大きな変動が見られた場合には市町村に対しメスジカの捕獲を制限するなどの必要な措置を指示することとしています。

(3) 捕獲制限の設定

メスジカの捕獲を進めるため、府内全域でオス・メス合わせて1人1日3頭（うちオスジカは1頭まで）に捕獲制限の一部を解除しています。

施行及び改正状況

- ・ 施 行：平成19年4月1日
- ・ 改 正：平成21年10月30日